

平成24年（ワ）第3671号、平成25年（ワ）第3946号、平成27年（ワ）第287号、平成28年（ワ）第79号、平成29年（ワ）第408号、平成30年（ワ）第878号、令和3年（ワ）第3509号
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3444名
被告 関西電力株式会社 外1名

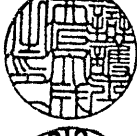
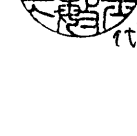
証 拠 説 明 書
(丙530～549号証)

令和7年6月30日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	小	原	正	敏
	弁護士	田	中		宏
	弁護士	西	出	智	幸
	弁護士	神	原		浩
	弁護士	原	井	大	介
	弁護士	森		拓	也
	弁護士	辰	田		淳



弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	井	上	大	成	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	
弁護士	山	本	真 珠	子	
弁護士	高	山	裕	輔	
弁護士	富	野	聡	史	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 530	最高裁判所判例解説民事篇（平成 4 年度）（抜粋）	写し	H14. 3. 1	一般財団法人法曹会	伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決（最一小判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁）に関する最高裁調査官による解説の内容
丙 531	M O X 燃料使用差止請求控訴事件判決	写し	H28. 6. 27	福岡高等裁判所	福岡高等裁判所平成27年（ネ）第454号M O X 燃料使用差止請求控訴事件に対する判決の内容 なお、上記判決のうち、当事者目録部分（16～23頁）は除いている。
丙 532	エネルギー基本計画	写し	R7. 2. 18	政府（閣議決定）	原子力発電の特長、我が国における中長期的なエネルギー政策における原子力発電の位置づけ等 なお、丙532は丙301の改訂版である。
丙 533	G X 実現に向けた基本方針 ～今後10年を見据えたロードマップ～	写し	R5. 2. 10	経済産業省	G X 実現に向けた脱炭素の取組みとして、原子力の利用に関して、新たに、令和5年2月10日に閣議決定されたロードマップにおいて、以下の点が示されたこと ・原子力発電を再生可能エネルギーと同じく、G X（グリーン・トランスフォーメーション）を進める上で不可欠な脱炭素エネルギーと位置付けたこと ・令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略に伴うエネルギー

					一危機に直面したことによるエネルギー安全保障の観点も考慮のうえ、今後も最大限に活用していくこととしたこと ・既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、「運転期間は40年、延長を認める期間は20年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとしたこと
丙 534	関西電力株式会社大飯発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可について	写し	H29. 9. 1	原子力規制委員会	被告関西電力株式会社による大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という。）の原子炉施設保安規定変更認可申請に対して、平成29年9月1日に原子力規制委員会による認可がなされたこと
丙 535	使用前検査合格証	写し	H30. 4. 10	原子力規制委員会	被告関西電力株式会社が大飯発電所3号機に係る使用前検査を申請した結果、平成30年4月10日に原子力規制委員会が合格としたこと
丙 536	使用前検査合格証	写し	H30. 6. 5	原子力規制委員会	被告関西電力が大飯発電所4号機に係る使用前検査を申請した結果、平成30年6月5日に原子力規制委員会が合格としたこと

丙 537	関西電力株式会社 大飯発電所原子炉 施設保安規定の変 更の認可について	写し	R3. 11. 24	原子力規制 委員会	被告関西電力株式会社による大 飯発電所 3 号機の高経年化対策 に関する原子炉施設保安規定変 更認可申請に対して、令和3年11 月24日に原子力規制委員会によ る認可がなされたこと
丙 538	大飯発電所原子炉 施設保安規定の変 更の認可について	写し	R4. 8. 24	原子力規制 委員会	被告関西電力株式会社による大 飯発電所 4 号機の高経年化対策 に関する原子炉施設保安規定変 更認可申請に対して、令和4年8 月24日に原子力規制委員会によ る認可がなされたこと
丙 539	関西電力株式会社 大飯発電所 原子 炉施設保安規定の 変更に関する審査 結果	写し	R3. 11. 24	原子力規制 庁	被告関西電力株式会社の行った 本件発電所の高経年化対策に関 する保安規定変更認可申請が、 原子炉等規制法第43条の3の24第 2項各号のいずれにも該当しない ことについて、原子力規制委員 会が審査した内容
丙 540	関西電力株式会社 大飯発電所 原子 炉施設保安規定の 変更に関する審査 結果	写し	R4. 8. 24	原子力規制 庁	

丙 541	関西電力株式会社 大飯発電所 3 号炉 の長期施設管理計 画の認可について	写し	R6. 6. 26	原子力規制 委員会	被告関西電力株式会社による大 飯発電所 3 号機の長期施設管理 計画認可申請に対して、令和6年 6月26日に原子力規制委員会によ る認可がなされたこと
丙 542	関西電力株式会社 大飯発電所 4 号炉 の長期施設管理計 画の認可について	写し	R6. 6. 26	原子力規制 委員会	被告関西電力株式会社による大 飯発電所 4 号機の長期施設管理 計画認可申請に対して、令和6年 6月26日に原子力規制委員会によ る認可がなされたこと
丙 543	関西電力株式会社 大飯発電所 3 号炉 の長期施設管理計 画認可申請に関す る審査結果	写し	R6. 6. 26	原子力規制 庁	被告関西電力株式会社の行った 本件発電所に係る長期施設管理 計画認可申請の、令和7年6月6日 施行された改正原子炉等規制法 の原子炉等規制法第43条の3の32 第6項の各要件への適合性につい て、原子力規制委員会が審査し た内容
丙 544	関西電力株式会社 大飯発電所 4 号炉 の長期施設管理計 画認可申請に関す る審査結果	写し	R6. 6. 26	原子力規制 庁	

丙 545	大飯発電所の安全対策 津波への備え (https://www.kepcoco.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/anzenkakuho/taisaku/various_risk/ooi/tsunami02.html)	写し	R7. 2. 12 ウェブサイトから取得	被告関西電力株式会社	平成28年1月6日付被告関西電力準備書面(5)において、被告関西電力株式会社が、本件発電所海水ポンプ室前面にT.P. + 8.0mの防護壁を設置するとしていたところ(同準備書面、22頁)、すでに当該防護壁が設置されていること
丙 546	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について	写し	R2. 2. 26	原子力規制委員会	原子力規制委員会によって、被告関西電力株式会社が提出した本件発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請書が審査された結果、当該申請は、原子炉等規制法43条の3の6第1項各号に適合しているものと認められたこと
丙 547	大飯発電所3号炉長期施設管理計画認可申請書の補正について(抜粋)	写し	R6. 5. 31	被告関西電力株式会社	本件発電所のケーブルに交換実績があること なお、丙547においては「大飯発電所3号炉 ケーブルの技術評価書」の表1において、丙548においては「大飯発電所4号炉 ケーブルの技術評価書」の表1において、「使用開始時期」が「運転開始後」になっているケーブル(「運転開始後」の欄に○印があるケーブル)が、建設時のケーブルから、新しいケーブルに交換されたものである。
丙 548	大飯発電所4号炉長期施設管理計画認可申請書の補正について(抜粋)	写し	R6. 5. 31	被告関西電力株式会社	

丙 549	大飯発電所 3 号機 の特定重大事故等 対処施設の運用開 始について	写し	R4. 12. 8	被 告 関 西 電 力 株 式 有 限 公 司	令和4年11月25日付被告関西電力 準備書面（36）において、被 告関西電力株式会社が、大飯発 電所 3 号機において特定重大事 故等対処施設の設置工事をすす めているとしていたところ（同 準備書面、5頁）、すでに運用を 開始しており、当該施設には原 子炉内の圧力を遠隔操作で下げ る設備等が設置されていること
-------	---	----	-----------	----------------------------	--